

北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程

制定	平成12年6月19日
改正	平成14年3月20日
改正	平成21年7月22日
改正	平成23年6月1日
改正	平成27年8月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年北海道条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、北海道大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、次の場合には、審議会の会議を招集する。

- (1) 大規模小売店舗の立地に関する重要事項について知事から意見を聴かれたとき、又は知事に建議しようとするとき。
 - (2) 委員の3分の1以上の者から付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、その期日の1週間前までに、日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(議長)

第3条 会長は、議長として会議の議事を運営する。

(委員以外の者の出席)

第4条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第5条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の許可を受けたときは、会議において文書によりその意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(緊急議決)

第6条 会議は、議長及び出席委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第2条第2項の規定によりあらかじめ通知をした事項以外の事項についても議決することができる。

(特別の手続)

第7条 会議は、軽微な事項その他必要と認める事項について、条例第5条及び第2条の規定によらないことを定めることができる。

(答申又は建議)

第8条 会長は、審議会において調査審議が終了したときは、議決を経て、その結果を知事に答申し、又は建議しなければならない。

2 会長は、前項の規定により答申し、又は建議する場合には、その答申書又は建議書に少数意見その他必要と認める事項を付記するものとする。

(部会の設置)

第9条 審議会に別表左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる区域を担当する。

(部会への付託)

第10条 次の各号に掲げる事項について審議会が知事から意見を聴かれたときは、当該事項は直ちにその事項に係る区域を担当する部会に付託されたものとみなす。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定による意見
- (2) 法第9条第1項の規定による勧告
- (3) 法第9条第7項の規定による公表
- (4) その他必要な事項

(部会の組織)

第11条 部会は部会長、副部会長及び特別委員5人で構成する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の招集、開催及び議決の方法等)

第12条 部会長は、第10条の規定により付託があった場合及び必要と認めた場合には、部会を招集する。

2 部会は、部会長、副部会長及び特別委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した副部会長及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 第3条から第8条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「副部会長及び特別委員」と読み替えるものとする。

(部会の決議)

第13条 部会長は、部会において調査審議が終了したときは、議決を経て、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長が、特に定める場合を除き、部会の権限に付託された事項については、部会の決議をもつて審議会の決議とする。

(審議会及び部会の庶務)

第14条 審議会の庶務は経済部地域経済局中小企業課において処理する。

2 部会の庶務は、次の総合振興局及び振興局において処理する。

部会の名称	庶務を行う総合振興局又は振興局
第1部会	石狩振興局
第2部会	渡島総合振興局
第3部会	胆振総合振興局
第4部会	上川総合振興局
第5部会	十勝総合振興局

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、北海道行政組織規則の一部を改正する規則（平成27年北海道規則第58号）の施行の日から施行する。

別表（第9条関係）

名 称	担 当 区 域
第1部会	小樽市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、空知総合振興局所管区域、石狩振興局所管区域、後志総合振興局所管区域
第2部会	函館市、渡島総合振興局所管区域（北斗市を除く。）、檜山振興局所管区域
第3部会	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局所管区域、日高振興局所管区域
第4部会	旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、富良野市、上川総合振興局所管区域、留萌振興局所管区域、宗谷総合振興局所管区域
第5部会	釧路市、帶広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局所管区域、十勝総合振興局所管区域、釧路総合振興局所管区域、根室振興局所管区域

